

産前・産後サポート事業ガイドライン
産後ケア事業ガイドライン

令和6年〇月

Ⅲ 産後ケア事業ガイドライン

1 事業の目的

本ガイドラインにおける「産後ケア事業」については、母子保健法第 17 条の 2 第 2 項に基づき、市町村*¹が、分娩施設退院後から一定の期間*²、病院、診療所、助産所、その他自治体が設置する場所（保健センター等）等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

具体的には、産婦の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、産婦の話を傾聴する等の心理的支援、乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行う。

また、母子保健法第 17 条の 2 第 3 項に基づき、市町村は、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、こども家庭センターその他の関係機関との必要な連絡調整、他の母子保健・児童福祉に関する事業等との連携を図ることにより、母子とその家族に対する支援を一体的に実施する。

*¹ 「2. 実施主体」を参照のこと。

*² 「4. 対象時期」を参照のこと。

2 実施主体

市町村

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

また、単一市町村での実施が困難な場合には、複数の市町村が連携して整備等を行うことにより、各市町村の負担軽減を図ることが考えられる。

都道府県の役割

都道府県は、実施主体である市町村を広域支援することが期待されており、たとえば、管内市町村を取りまとめて委託契約を調整することや、委託先と市町村間との報告様式の統一化による事務負担等の軽減も含め、市町村間の広域連携に向けた調整・情報提供などを行うことが想定される。併せて、都道府県は、産後のメンタルヘルスに係る課題に対応するため、令和 5 年度の補正予算にて新たに創設された「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」などを積極的に活用し、都道府県、市町村と産婦健康診査・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関等が連携するための地域のネットワーク体制の積極的な構築が期待される。

3 対象者

産婦及び乳児のうち、下記(1)～(4)に対象者の考え方を示す。

なお、こども家庭センターや産婦健康診査での相談等によって、アセスメントし支援が必要と認められる場合には、本人の利用希望を待たず、市町村の担当者からも積

極的に事業の利用を勧奨することが望ましい。

また、以下の場合においても、産後ケアの対象者として対応すること。

① 里帰り出産をしている産婦

里帰りをしている方であっても、支援を必要としている方がいることから、里帰り先の市町村においても、産後ケア事業を必要とする方を把握した場合や、住所地の市町村から里帰り先の市町村に産後ケア事業の提供依頼があった場合は、産後ケア事業の対象者として対応することが望ましい。その際は、事前に住民票のある市町村などと当該産婦が現在滞在している市町村間でよく協議し連携すること。

② 流産や死産を経験された方

本事業は産婦のみの利用を妨げるものではないとしており、流産や死産を経験した女性も対象に含まれる。ただし、流産・死産を経験した女性は、乳児と同じ場でのケア等に精神的負荷を感じるという指摘もあるため、事業の実施にあたっては、居宅訪問（アウトリーチ）型を活用する等、適切な配慮を行うこと。

(1) 産婦

出産後1年以内の女子であって、産後ケアを必要とする者

なお、初産婦の場合は、初めての育児等に不安を抱えていること等があり、また経産婦の場合は、上のこどもの育児等の負担が大きいこと等があり、いずれもそれぞれに身体的・心理的負担を抱えているため、初産・経産についても問わない。また、各市町村において、提供されるサービスの内容の説明等を産婦等（妊婦に対してあらかじめ説明等を行う場合における、妊婦を含む。）に行い、産婦等が事業内容について十分理解した上で利用を希望する場合には、「産後ケアを必要とする者」として支援の対象とする。

また、母子保健担当部署の職員や子ども家庭センター等が実施する伴走型相談支援による妊娠届出時や妊娠後期、出産後に実施する面談等の機会も活用しながら、産後ケア事業による支援を必要とする産婦等への積極的な周知・案内を行うなど、利用促進を図ること。加えて、日常生活や外出に困難を伴う家庭については、新生児訪問などを通じ、直接自宅に訪問する際、事業の説明と併せて、本事業の申請を受け付けるなど、その状況に配慮した柔軟な対応を可能とすること。特に、支援の対象となる児が医療的ケア児である場合や、多胎児家庭、対象となる児以外にきょうだい児がいる家庭の場合は、産後ケア事業の利用申請及び利用に際しては、特段の配慮をすること。

(2) 乳児

自宅において養育が可能である者

医療的ケアを必要とする児など配慮が必要となる児の母親が産後ケアの利用を希望する場合には、母親や児の状況に応じ、例えば、居宅訪問（アウトリーチ）型を活用するなど、柔軟な対応を可能とすること。

(3) その他

地域の保健・医療・福祉・教育機関等の情報から市町村が支援が必要と認める者
例えば、妊娠・出産を経ない養親や里親については、児童相談所や里親支援機関、民間あっせん機関等による養育支援を受けている場合でも、その状況によっては育児に不安を抱え、支援が必要と認められることも想定されることから、その対象とすることが考えられる。

また、産後ケア事業の基本的な対象は母子であるが、父親・パートナーと母親が協力しあって育てていくという意識を持つことが重要であり、そのような観点から、本事業に付随して父親・パートナーへの支援を行うことが考えられる。加えて、きょうだい児がいる場合には、居宅訪問(アウトリーチ)型による産後ケアの利用や、きょうだい児は一時預かり事業を利用し、その間、産婦と乳児が産後ケア施設を利用するといった工夫を行うなどの対応も考えられる。

(4) 除外となる者

- ① 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している者
- ② 入院加療の必要がある 産婦
- ③ 心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある 産婦（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。）

4 対象時期

母子保健法第 17 条の 2 においては、本事業に関する市町村の努力義務の時期について「出産後 1 年」とされている。

これは、従来 実施されていた 予算事業においては、出産直後から 4 か月頃までの時期が、一般に 産婦 の身体的回復と心理的な安定を促進し、育児に関する不安や生活上の困りごと等において専門的な指導又はケアが必要な時期として設定されたものである。

しかしながら、低体重児等の場合に、入院期間の長期化で退院時期が出産後 4 か月を超える場合もあることや、産婦の自殺は出産後 5 か月以降にも認められるなど、出産後 1 年を通じてメンタルヘルスケアの重要性が高いことなどを踏まえて、母子保健法において、「出産後 1 年」とされたところである。

そのため、市町村において本事業の対象時期を定める際には、こうした趣旨を踏まえ、母子及びその家族の状況、愛着形成の重要性、地域における産後の支援ニーズや社会資源の状況等を踏まえ判断する。

なお、早産児や低体重児の場合は、発育・発達の遅延等のリスクが大きいことから、育児指導やケアの提供に当たっては、出産予定日を基準にした修正月齢を参考にした産後ケアの実施が考えられる。

5 実施担当者

助産師、保健師、看護師を 1 名以上置くこと。[※] 特に、出産後 4 か月頃までの時期は、褥婦や新生児に対する専門的ケア（乳房ケアを含む。）を行うことから、原則、

助産師を中心とした実施体制での対応とする。その上で、必要に応じて以下の①～③の者を置くことができる。

- ① 心理に関しての知識を有する者
- ② 育児等に関する知識を有する者（保育士、管理栄養士等）
- ③ 本事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した関係者（理学療法士等）

* 児を預かる場合の留意事項については、「8安全に関する留意事項 ②児を預かる場合の留意点」を参照すること。

6 事業の種類

産後ケアに対する地域におけるニーズや社会資源等の状況から、短期入所（ショートステイ）型、通所（デイサービス）型（個別・集団）、居宅訪問（アウトリーチ）型の3種類の実施方法がある。

7 実施の方法

市町村は、本人又は家族の利用申し込み*を受け、実施場所と日時を調整し本人に伝える。なお、利用に際しての予約や日時等の調整については、本人又は家族と産後ケアの事業者が直接行うこととしても差し支えない。

* 利用申し込みの受付にあたっては、手続き等が産婦の負担とならないよう、電話やオンライン等での受付を行うなど配慮すること。

産後ケア事業の実施にあたっては、利用者から利用料を徴収することができる。また、産後ケアを利用しやすい環境を整える観点から、利用者の負担軽減措置の導入に努めること（7(6)「利用料」を参照のこと）。

また市町村は、必要に応じて、事業者がケアを提供するにあたり必要な利用者の情報等については、本人の同意を得た上で事前に事業者へ情報共有を行い、事業の利用終了後には事業者から報告を受けることが望ましい。その際の情報提供の様式やフローについて、市町村で事前に定めておくこと。関係者が認識を共有し、切れ目のない支援を提供するために、産後ケア事業に関する関係者の連絡会議等の開催も検討する。併せて、ケアの質を保つため市町村でマニュアルを作成する。また、ケア実施後の報告書、利用者に対するアンケート等で、事業全体の評価とともにケアの内容を確認することが求められる。

(1) 管理者

各事業者は産後ケア事業を管理する者を定めること。

(2) 短期入所（ショートステイ）型

ア 事業内容

利用者を短期入所させて産後ケアを行う。なお、分娩施設での延長入院（産褥入院）とは区別する必要がある。利用者個人を対象とした相談やケア等の個別支

援の実施に加え、仲間づくりを目的とした利用者同士の交流等を組み合わせて実施することも可能である。

利用期間は、原則として7日以内とし、分割して利用しても差し支えない。市町村が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。

実施担当者は、短期入所型の産後ケア事業については、実施場所によらず、1名以上の助産師等の看護職を24時間体制で配置する。[※]

* 児を預かる場合の留意事項については、「8安全に関する留意事項 ②児を預かる場合の留意点」を参照すること。

市町村の判断により父親・パートナー、きょうだい児等の利用者の家族を同伴させることができる。家族の利用の際は他の利用者には十分配慮する必要があり、その旨あらかじめ確認しておく。

イ 実施場所

① 助産師の保健指導として産後ケアを行う場合は、病院若しくは病床を有する診療所において本来業務に支障のない範囲で空きベッドを活用して行う、又は入所施設を有する助産所において行うことが適切である。このため、実施に際しては、自治体の医務主管部局・衛生主管部局と十分に調整を行っておく必要があると考えられる。

② ①以外で短期入所（ショートステイ）型の産後ケアを実施する際には、原則として、居室・カウンセリングを行う部屋・乳児の保育を行う部屋・その他事業の実施に必要な設備を有する施設であり、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

ただし、近隣の他の施設において、本事業の運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用としてもよい。

なお、カウンセリングを行う部屋・乳児の保育を行う部屋については、本来の利用に支障がない範囲内において利用状況に応じて、空室となっている居室を活用することも可能である。

ウ 留意事項

① 規模の特性を生かしたきめ細やかな良質なケアを行う観点から、同時に おおむね20 人以上の産婦を短期間入所させてはならない。

② 利用者に対して持参するもの（健康保険証、母子健康手帳等、その他宿泊に必要なもの）を事前に連絡しておく。また、緊急時の連絡先についても確認しておく。

③ 短期入所（ショートステイ）期間中に提供する食事については、利用者の身体的回復に配慮し、また、帰宅後の生活の参考になるよう配慮した食事を提供することが望ましい。

④ イ②の施設の設置及び運営に当たっては、他の法令等を遵守するとともに、施設内の衛生管理に努める。

(3) 通所（デイサービス）型

個別又は集団（複数の利用者）に対して、病院、診療所、助産所、こども家庭センター、保健センター等に来所させて産後ケアを行う。実施方法としては、個別型や集団型のほかに、個別型と集団型を組み合わせることも可能である。

(3)-1 個別型

ア 事業内容

病院、診療所、助産所等において、利用者は予約した時間に来所し、必要なサービスを受ける。

イ 実施場所

7 (2)イと同じ。

ウ 留意事項

- ① 乳児のきょうだい児を同伴させる際は、他の利用者に十分配慮する必要がある、その旨あらかじめ確認しておく。
- ② 食事を提供する場合は、利用者の身体的回復に配慮し、また、帰宅後の生活の参考になるよう配慮した食事を提供することが望ましい。
- ③ 利用者が飲食物を持参した場合、冷蔵庫を利用する等食品の衛生管理に留意する。

(3)-2 集団型

保健指導、育児指導に加え、助産師等の看護職とともに産婦同士が不安や悩みを共有することで仲間づくりにもつながる。仲間づくりを目的とした利用者同士の交流等を組み合わせることも可能である。

ア 事業内容

複数の利用者に対して、助産師等の看護職等が保健指導、育児指導等を行う。複数の利用者がいることで、様々な情報を得ることも可能となる。一部スペースを区切り授乳スペースとするほか、必要に応じて、個別相談、授乳指導、休憩等ができるようにすることが望ましい。

利用者が、保健指導、育児指導を受けながら、身体的・心理的ストレスを軽減する、又は仲間づくりができるような環境づくりに配慮する。

イ 実施場所

- ① 病院、診療所、助産所等の多目的室等
- ② こども家庭センター、保健センター等の空室等

【こども家庭センター、保健センター等を利用する場合の工夫点】

こども家庭センター、保健センター等の部屋の利用に当たっては、以下のよう
な設備及び備品等を整えることが望ましい。

- ・和室又は洋室（洋室の場合はマットを敷く。）
- ・個人相談ができるようにパーテーション等で区切られたスペース
- ・産婦の休憩用にカーテン等でプライバシーが確保されたベッド等の寝具
- ・ベビーベッド等の乳児を寝かせるための寝具、バスタオル
- ・飲食用の座卓、冷蔵庫、電気ポット等
- ・乳児のきょうだい児のための遊具、絵本等

ウ 留意事項

- ① 利用者が飲食物を持参した場合、冷蔵庫を利用する等、食品の衛生管理に留意する。
- ② 乳児のきょうだい児を同伴させる際は、他の利用者に十分配慮する必要がある、その旨あらかじめ確認しておく。

(4) 居宅訪問（アウトリーチ）型

ア 事業内容

利用者と日時を調整し、利用所の居宅を訪問して保健指導、ケアを行う。居宅訪問（アウトリーチ）型は、利用者の居宅で産婦の移動負荷なくプライバシーを保った状態で実施することが可能なため、流産・死産などの配慮が必要なケースや、多胎児やきょうだい児、医療的ケア児がいるなどで外出が困難なケースなど、利用者のニーズに合わせた柔軟な対応が可能となる。いずれのケースであっても申し込み時の内容により、助産師をはじめとする専門職が十分な時間をかけ、専門的な指導又はケアを行う。

実施担当者は、助産師等の看護職に加え、利用者の相談内容によっては、保育士、管理栄養士、心理に関して知識のある者等が同行して実施する。

保健指導又はケアを行うに当たっては、母子の状況を踏まえ十分な時間*を確保することが望ましい。

十分な時間*： ケアができる時間を市町村で定めておく。先進事例では 3 時間確保している自治体もあった。

イ 実施場所

利用者の居宅

ウ 留意事項

- ① 訪問の際は、必ず市町村が発行する身分証明書*を携行し、事故等のトラブルが発生した際の連絡先を明確にしておく。

※ 身分証明書は本事業の実施者であることを示すものであり、職種を明示することが望ましい。なお、市町村において同様のものがある場合は、それに替えることも可能である

- ② 本事業の訪問と同時期に行われる産婦訪問、乳児家庭全戸訪問事業、養育支

援訪問事業又は産前・産後サポート事業（アウトリーチ型）は、それぞれ目的、事業内容が異なる。切れ目なく母子及びその家族を支えるため、利用者のその時の状態に合わせた重層的な支援が求められる。

(5) ケアの内容

事業の実施にあたっては個人のニーズに合わせて①～④のケアを組み合わせ、個別なケアを行うことが求められる。ケアの提供にあたっては、事前に産婦の状態やニーズのアセスメントを実施（産婦健康診査で実施したアセスメントの内容等を含む）し、その評価に基づいた個別のケアプランを作成することが望ましい。アセスメントについては、身体的な側面だけではなく、産婦の精神状態や社会的状況についても把握し、多角的な視点でもって評価することが重要である。また、ケアプランの作成にあたっては、必要に応じて産婦本人の同意を得た上で市町村と事業者が連携し、必要な情報の共有を行うこと。

また、事業者において、利用者とともに振り返りを行い、母子健康手帳の「産後ケアの記録」欄に必要な記載を行うとともに、事業者において、効果や今後の支援の在り方を検討することが望ましい。その他、継続的な支援が必要と判断された母子については、当該産婦の同意の上で、状況に応じて事業実施報告書だけではなく、例えば電話等で市町村に速やかな報告を行い、産後ケア事業の利用終了後も引き続き、切れ目のない支援の提供につなげること。加えて、市町村と事業者において情報共有や支援の内容等を検討するための会議等を実施することがより効果的である。

産後ケア事業にて提供すべきケアの内容としては、下記のようなものが挙げられる。

① 産婦への保健指導、栄養指導

1) 保健指導（産婦への身体的ケア）

保健指導とは、対象者が自らの課題に気づき、自らの意思による行動変容によって、課題を改善し産後に安心して自らが健康で子育てができるよう、必要な情報の提示と助言等の支援を行うことである。具体的には、産後のマイナートラブルへの対応法や、栄養、睡眠、子育てについての不安や困難、授乳、育児の手技等多岐にわたるが、対象者のニーズに合わせた保健指導が望まれる。

例えば、産婦への身体的ケアとして、産後の腰痛や尿失禁等へのケア（治療を必要とする場合を除く）については、骨盤底筋体操の指導や、日常生活動作における身体の使い方の指導、正しい姿勢の保持、腹圧をかけない日常生活動作の指導（腰に負担のかからない児の抱き方や、授乳の姿勢、沐浴の方法など）などが考えられる。

2) 栄養指導

栄養指導として、特に、授乳中には、エネルギーおよびたんぱく質、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ナイアシン、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、葉酸等を妊娠前よりも多く摂取することが推奨されている。付加量を十分に摂取できるように、バランスよく、しっかり食事をとることや、十分な水分摂取が母乳分泌には大切であることなど、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令

和3年3月)」などを参考にすること。

② 産婦の心理的ケア

通所型、宿泊型においては、産婦同士の交流などによるピアサポートの効果が期待される。また、産婦への心理的ケアにおいては、精神状態を把握するため、スクリーニングツールとあわせて、食欲や疲労の有無、睡眠がとれているか、周囲のサポート状況、児への接し方などを支援者が確認し、アセスメントを行う必要がある。産婦の中には精神的不調があっても、自ら助けを求めない場合があり、産後の精神状態を把握するためのスクリーニングツールについても、自ら点数を操作する場合もあることにも留意すること。特に、産後ケアによる支援を通じて周囲のサポートが得られない状況にあることを把握した場合、事業者は、早めに市町村へ連絡をし、地域の子育て支援サービスを利用できるよう支援すること。その他、精神科医療機関等との連携が必要と判断された場合は、本人の同意のもと、速やかに市町村に情報共有を行い、市町村において切れ目のない支援を提供できるよう、都道府県とも相談しながら、対応について検討することが求められる。

心理的ケアについては、「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」（令和2年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業）公益社団法人産婦人科医会）も参照のこと。

③ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）

授乳の支援に当たっては、母乳や育児用ミルクといった乳汁の種類にかかわらず、母子の健康の維持とともに、健やかな母子・親子関係の形成を促し、育児に自信をもたせることを基本とする。発育の程度は個人差があるため、母乳が不足しているかどうかについては、児の状態、個性や体質、産婦の状態や家庭環境等を考慮に入れたうえで、総合的に判断する必要がある。授乳の開始後、産婦等は授乳量が足りているか、授乳方法が適切であるかといった不安をもつ場合がある。児の発育を評価する上で体重は重要な指標の一つであるが、児の発育は、出生体重や出生週数、栄養方法、児の状態によって変わってくるため、乳幼児身体発育曲線を用い、これまでの発育経過を踏まえるとともに、授乳回数や授乳量、排尿排便の回数や機嫌等の児の状況に応じた支援を行うことが重要である。

その他、早産児の場合、母乳は特に重要であるため、必要に応じて、産婦が行う搾乳の支援なども行うことが考えられる。

授乳の支援については、「授乳・離乳の支援ガイド（2019年3月）」も参照のこと。

④ 育児の手技についての具体的な指導及び相談

児の抱き方やオムツ交換、沐浴、寝かしつけなど、産婦のニーズを踏まえつつ、児の月齢、発達段階に応じた情報提供及び支援を行うこと。月齢によっては、児の遊ばせ方や接し方など、保育士などによる指導も想定される。また、父親・パートナーも一緒に育児手技について指導を受けることで、父親・パー

トナーとどのように子育てをしていくかを話し合う、家族支援の場としても効果的である。

(6) 産後ケア等サービスに係る利用料

市町村が実施する産後ケア事業については、短期入所型、通所型、居宅訪問型とも、利用者から産後ケア等のサービスに係る利用料を徴収することができる。

ただし、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、すべての利用者を対象に、利用者が属する世帯の所得の状況（住民税非課税かそれ以外か等）に応じた利用料の減免措置を講じるよう努めること。

その他、オプションとして、アロマトリートメント等のサービスが提供される場合や、育児用品等の販売を行う場合は、あくまでも本人の希望に応じて提供されるものであるため、費用について分かりやすい形で提示するとともに、丁寧に説明を行うこと。

8 安全に関する留意事項

事業の実施にあたっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分な配慮が求められる。市町村並びに市町村から委託を受けた事業者は以下の点に留意すること。

特に、以下①～④の項目については、マニュアルを策定し、市町村と事業者双方において、内容の確認・共有をすること。

① 事故防止及び安全対策

リスクの高い場面（児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合等）で留意すべき点を明確にすること。特に、児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS : Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせることが重要である。窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておくこと、敷布団・マットレス・枕は固めのものを、掛布団は軽いものを使うこと、ぬいぐるみなど口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かない等、マニュアルにより気をつけるべき点を明確にすること。

また、重大事故の発生防止のため、事業実施事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び、必要に応じて委託元の市町村と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること。

② 児を預かる場合の留意点

産後ケアによる支援の中で、一時的に児を預かる場面が発生することも想定される。この場合、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。また、別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の産婦や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。特に、宿泊型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知しその時間は預からな

いなどの対応も考えられる。なお、乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意の上、定期的を目視での確認も行うこと。

③ 緊急時の対応体制

利用者の症状の急変等に緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定する。また、利用者の症状の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。さらに、ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。

また、「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練、AEDの設置もしくは最寄りのAED設置場所の把握等は事前に準備をしておくこと。その他、災害発生時の対応体制や、感染症への対応などについても、日頃から備えをしておくこと。

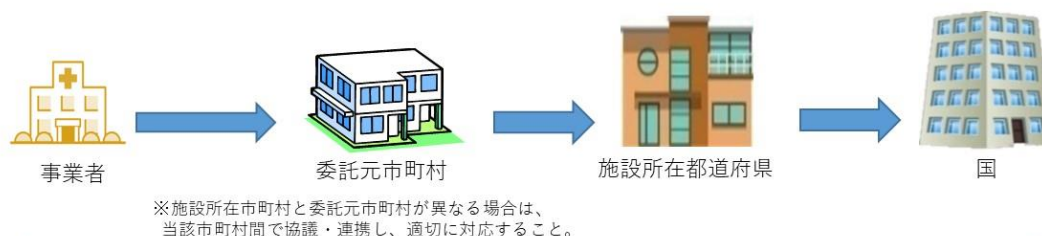
④ 重大事案等発生時の対応

死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案等が発生した場合は、速やかに委託元の市町村を通じて国に報告すること。また、重大事案等が発生した場合の対応について、事案発生直後の対応、関係者（委託元の市町村、事故にあった母子の家族等）への連絡、産後ケア事業の継続（事故にあった母子以外の対応）、事故状況の記録、要因が明らかである場合の対応等について、あらかじめ市町村と事業者において、取り決めをしておくこと。

市町村は、上記の事案発生時の要因分析や再発防止のための検証を行い、再発防止策を検討すること。

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

- 国への報告の対象となる事案の範囲
- ・ 死亡事案
 - ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



- ①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）
- ②第2報は原則1か月以内程度
このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

産後ケア事業 事案等発生時報告様式

第 報

 死亡事案 重症・重傷(治療を30日以上を要する)事案

報告年月日 年 月 日

 その他()・*は実施がある場合に記入してください。
・水色のセルはプルダウンより選択してください。

施設情報	施設名				施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)			
	施設所在地				代表責任者			
	産後ケア事業管理者				利用者の総定員(産婦)	名		
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)	<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)型 <input type="checkbox"/> 通所(デイサービス)型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問(アウトリーチ)型						
	* 直近の指導監査	年	月	日	緊急対応マニュアル 等の有無			
	利用者居住市町村名				他受託市町村名			
利用者情報	母の年齢	歳	子どもの月齢	か月 日	子どもの性別			多胎児の場合は✓
	利用開始月日	月	日	利用予定期間	泊	日	利用形態	
事案発生時の状況等	事案発生日時	年	月	日	時	分	受傷、発症または 死亡した者	(その他の場合)
	事案発生の経緯 ※別途任意様式での作成も 可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事案発生時の状況、事案発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加すること)						
	事案発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数	名	うち助産師・看護師・保健師	名			
	事案発生時該当者以外の利用者の人数	産婦	名、	児	名、	その他	()	名
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での 作成も可							
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】				(負傷の場合)受傷部位		
		【病状】 (症状の程度)						
【既往症】					事案の転帰			
特記事項								
市町村の対応等※	事案把握日時	年	月	日	時	緊急対応マニュアル等の有無		
	当該施設の事業継続状況				(休止の場合)期間			
	講じた再発防止策							
都道府県の対応等	都道府県としての対応							

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

- 報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を経由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。
- 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事案発生当日(遅くとも事案発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。
- 記載欄は適宜広げて記載してください。
- 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事案が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先
(電話)

(E-mail)

※様式については、令和5年1月19日付事務連絡「産後ケア事業における重大事案等の発生時の報告様式等について」参照

9 留意すべき点

- ① 産後ケア実施施設においては、産後ケア事業に関する記録について、対象者の基礎情報やアセスメント内容、提供したケアの内容等を適切に記録し、保管すること。なお、個人情報となるため、保管方法や保存期限については、委託元の市町村と契約の際に確認を行うこと。
- ② 産後ケア事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入することが望ましい。委託により事業を実施する場合、委託契約書において、委託元の市町村と委託先の産後ケア施設との責任関係を明示すること。
- ③ 業務の性質上、非常に繊細で機微な個人情報を扱うため、利用者のプライバシー保護に十分留意し、連携する他機関との間においても慎重な情報の取扱いが求められる。収集した個人情報は市町村の個人情報保護条例に基づき適切に取り扱う。個人情報の取扱いには十分留意する。
- ④ 実施に当たっては、実施機関、担当者によって提供するケアの内容に相違が生じることがないように、市町村でマニュアルを作成する。
- ⑤ 事業の円滑な実施を図るため、関係団体等の協力を得て、保健・医療機関との連携体制を十分に整備すること。必要に応じて定期的な連携会議を開催するなどの工夫をすることが望ましい。
- ⑥ 事業実施に当たり、事故時の報告・連絡・相談のルート、災害時の対応等、必要な事項をあらかじめ取り決めておく。
- ⑦ 市町村において事業者へ委託をする場合は、委託先における事業に要する経費に配慮し、委託料を決定すること。たとえば、月ごとの基本報酬と利用者数に応じた単価を組み合わせることや、実績等を踏まえた月額での委託契約を行うなどの対応が考えられる。

10 実施者に対する研修

本事業に携わる専門職（助産師、保健師、看護師、管理栄養士、保育士等）、非専門職（母子に係る地域の人材、母子に係る活動を行い市町村が適当と認めた NPO 法人等）それぞれに、研修を行う必要がある。

事業に携わる者は、事業の趣旨、内容を理解するとともに、利用者に寄り添い、支援することについての理論と技術を習得する必要がある。また、研修を修了し実施担当者となった後も、現任研修として定期的に学ぶことが望ましい。

都道府県は、「妊娠・出産包括支援推進事業」などを活用し、市町村に対し研修等の実施を検討すること。

11 事業の周知方法

利用者及びその家族に対し、事業の内容だけでなく趣旨について十分に伝わるよう周知し、利用を積極的に促進することが求められる。加えて、家族の理解とサポートを得ることも必要である。

(1) チラシ・リーフレットの作成、配布

事業の趣旨及び内容を記載したチラシ・リーフレット等を作成し、母子健康手帳の交付時や妊娠後期の面談、妊婦訪問及び両親学級等のタイミングに合わせて配布

する。また、妊娠中は産後の生活がイメージできていない場合や、産後に状況が変わることもあるため、産後の面談の機会等も活用し、事業の周知を行うこと。さらに、事業の趣旨及び内容だけでなく、利用者の声等もチラシ・リーフレット等に記載することも有効である。

資料の一部として配布するだけでなく、市町村の担当者が説明を加えると理解されやすい。加えて、妊婦健康診査、産婦健康診査を実施している病院、診療所、助産所にも協力を依頼し、特に必要と思われる方には、勧めてもらう。

(2) 市町村のホームページ、公式 SNS

ホームページや SNS は住民が閲覧しやすく、対象となる年代をターゲットにした広報が可能であり、また、写真や動画も容易に掲載できるため、より具体的に広報することができ、住民の理解を得られやすい。ただし、個人が被写体となる場合は肖像権に配慮し、事前に了解を得ることが必要である。

(3) その他

広報誌への掲載、広報用アプリの活用等、市町村で広報に使用できるものを重層的に活用し、利用者に確実に分かりやすく伝え、利用したくなるようなものとなるよう努める。

12 事業の評価

事業の継続・拡充、質の担保のためには、定期的に評価し、より効果的な支援に向けて運営方法を見直していくことが望ましい。評価の際には、利用者の声や満足度を反映することが望ましい。

(1) 事業内容の評価方法

事業の実施内容、実施担当者の対応に反映されるべきものであり、実施担当者の研修内容等に組み込むことが望ましい。

ア 利用者へのアンケート

満足度だけでなく、事業の利用の動機となった問題が改善したか確認する。

- 例) ・身体的、精神的、社会的状況が改善されたか。
- ・授乳について自信を持って行えるようになった、トラブルが改善されたか。
 - ・育児の手技について理解し、自信を持って育児に向かえるようになったか。
 - ・また利用したいと感じたか。

イ 実施担当者の報告

- 例) ・利用者の疑問を解決に導くことができたか。
- ・必要に応じて、担当保健師や母子保健サービスにつなぐことができたか。
 - ・関係機関、他部署、地区担当保健師等からの紹介の場合、その主な理由が

解決に向かっているか。

(2) 事業の評価指標

妊娠初期から切れ目ない支援を提供するこども家庭センター等と連携の上、産前・産後サポート事業等も活用し効果的に展開することで、母子及びその家族が健やかな育児ができるよう以下の項目を参考に評価することを目指したい。

ア アウトプット指標

- 例) ・妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている
- ・こども家庭センターにおける母子健康手帳交付時に産後ケア事業について説明した割合
- ・精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある

イ アウトカム指標

- 例) ・産後ケア事業の認知度
- ・産後ケア事業の利用率（利用実人数、延べ人数）
- ・子育てに不安等を抱えている産婦のうち産後ケアを利用した者の割合
- ・産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合
- ・妊娠・出産について満足している者の割合・この地域で子育てをしたいと思う親の割合・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合

付録 参考資料

参考となる過去の通知や資料等について掲載する。(以下に記載するものは令和6年3月時点のものであり、最新の情報については随時こども家庭庁等のホームページを参照されたい。)

(1) 令和元年母子保健法改正関係

【法律】母子保健法の一部を改正する法律

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/c85a69e5/20230401_policies_boshihoken_71.pdf

【政令】母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/68e45e6c/20230401_policies_boshihoken_72.pdf

【省令】母子保健法施行規則の一部を改正する省令

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/dae0454e/20230401_policies_boshihoken_73.pdf

【局長通知】「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/a4e56618/20230401_policies_boshihoken_74.pdf

【局長通知】病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの併設等について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/0004d06d/20230401_policies_boshihoken_75.pdf

【事務連絡】母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設の取扱いについて

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/cba5e460/20230401_policies_boshihoken_76.pdf

【参考】母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法定化）に関するQ&A（令和3年4月1日更新）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/90d8565d/20230401_policies_boshihoken_77.pdf

(2) 関係通知等

事務連絡の最新情報は下記に掲載されるため、必ずご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/tsuuchi/>

令和5年9月14日付事務連絡「里帰り出産をする妊産婦への支援について（依頼）」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4dfcd1bb-0eda-4838-9ea6-778ba380f04c/4a918989/20230915_policies_boshihoken_tsuuchi_2023_60.pdf

令和5年6月30日付事務連絡「産後ケア事業の更なる推進について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4dfcd1bb-0eda-4838-9ea6-778ba380f04c/5f0272ee/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi_2023_36%20.pdf

令和5年3月30日付事務連絡「産婦健康診査事業・産後ケア事業の体制整備のための情報提供について」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4dfcd1bb-0eda-4838-9ea6-778ba380f04c/0210096f/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi2023_04.pdf

令和5年1月19日付事務連絡「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について（依頼）」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4dfcd1bb-0eda-4838-9ea6-778ba380f04c/c54c3c08/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi2023_26.pdf

別添1 産後ケア事業 事案等発生時報告様式

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4dfcd1bb-0eda-4838-9ea6-778ba380f04c/69d26990/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi2023_01.xlsx

別添2 産後ケア事業における重大事案等発生時の国への報告の流れ

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4dfcd1bb-0eda-4838-9ea6-778ba380f04c/855783b6/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi2023_27.pdf

別添3 「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について（依頼）」（関係団体向け事務連絡）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4dfcd1bb-0eda-4838-9ea6-778ba380f04c/01370325/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi2023_28.pdf

令和4年11月21日付事務連絡「産後ケア事業における安全管理の推進について（依頼）」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff96e5f0-77b0-4176-a531-96135152c239/743fa24b/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi2022_14.pdf

[令和4年10月21日報道発表「乳幼児突然死症候群\(SIDS\)」の対策強化月間で
す～睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう～](#)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12884654/www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000181942_00007.html

[令和3年4月1日付課長通知「産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて」](#)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/c54e6d4b/20230401_policies_boshihoken_80.pdf

(3) 関連ガイドライン・マニュアル等

[「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和3年3月）」](#)

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/shokuji>

[「授乳・離乳の支援ガイド（2019年改訂版）」](#)

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/junyuu/>

[「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」令和2年度厚生労働科学研究費補助金
（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業）公益
社団法人日本産婦人科医会）](#)

[mentalhealth2021_L_s.pdf \(niph.go.jp\)](https://www.niph.go.jp/mentalhealth2021_L_s.pdf)

(4) 事例集

[令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業](#)

[「産婦健康診査事業・産後ケア事業の体制整備のための事例集」](#)

<https://www.nri.com/>

[/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/mcs/20230410_7_01.pdf?la=ja-JP&hash=2BECAC79F2DC263ADF8BC64EB590AA509D7B095A](https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/mcs/20230410_7_01.pdf?la=ja-JP&hash=2BECAC79F2DC263ADF8BC64EB590AA509D7B095A)

[令和3年度 産後ケア事業 事例集](#)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/15234c01/20230401_policies_boshihoken_83.pdf

(5) 調査研究

[令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業](#)

「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業」

https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/mcs/20240410_5_01.pdf?language=ja-JP&hash=49D4BCF7B8CD05C894576F3988392530D2D3B208

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業」

https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_7

令和2年9月 「産後ケア事業の利用者の実態に関する調査研究事業 報告書」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/9a3a4607/20230401_policies_boshihoken_87.pdf